

2018年6月6日

## ホストタウン首長会議の開催について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興、共生社会の実現等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として登録し、その推進を図ってきたところ。
  
- 2020年東京大会の開催まで約2年となり、先進的なホストタウンの取組も多くみられるようになってきている。今後、2020年東京大会開催に向けた準備が進む中、ホストタウン自治体の首長が集い、国のホストタウン推進関連施策に関する情報はもとより、東京大会の準備状況を幅広く情報提供するとともに、個々のホストタウンの取組状況について情報共有・交換することで、ホストタウンの更なる発展に寄与することが期待される。  
このため、東京オリンピックの開会式まで約2年という時期に、新たに「ホストタウン関係府省庁連絡会議」の下に「ホストタウン首長会議」を設置することとする。

## ホストタウン首長会議の開催について

平成 30 年 月 日  
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における  
ホストタウン関係府省庁連絡会議決定案

1. 各ホストタウンの長と情報共有・交換を実施し、今後の更なるホストタウンにおける取組の充実・活性化に資するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）の下、ホストタウン首長会議（以下「首長会議」という。）を開催する。
2. 首長会議の構成員は、連絡会議議長、議長代理、副議長及び構成員並びに各ホストタウンの長とし、連絡会議議長を座長とする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、その他の関係者の出席を求めることができる。
3. 首長会議の庶務は、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、首長会議の運営に関する事項その他必要な事項は座長が定める。